



◆児童扶養手当について

児童扶養手当は、ひとり親および父または母が身体などに重度の障害がある児童の母または父、あるいは母または父にかわってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

1. 目的

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的とします。

2. 受給資格

手当てを受けることができる人は、次の（１）～（９）のいずれかに当てはまる『18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（または、20歳未満で心身に障害を有する者）。』を監護している母または父、あるいは父母にかわってその児童を養育している人です。いずれの場合も、国籍は問いません。

- （１）父母が婚姻を解消した児童
- （２）父または母が死亡した児童
- （３）父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- （４）父または母の生死が明らかでない児童
- （５）父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- （６）父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- （７）父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- （８）母が婚姻によらないで懐胎した児童
※戸籍上認知されている場合でも、平成10年8月から対象になります。
- （９）上記以外で父母が明らかでない児童



次のような場合は、手当ては支給されません！

【児童関係】

- 1. 日本国内に住所を有していないとき。
- 2. 父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。（ただし、その全額につき支給が停止されているときは除きます。）
- 3. 父または母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているとき。
※障害基礎年金に限り、子の加給と児童扶養手当を選択できる場合があります。
- 4. 児童福祉法に規定する里親に委託されているとき。
- 5. 児童福祉施設などに入所しているとき。
- 6. 父または母が婚姻（事実婚関係も含む）しているとき。（ただし、配偶者が、政令で定める程度の障害の状態にあるときは除きます。）

【養育者関係】

- 1. 日本国内に住所を有していないとき。
- 2. 公的年金給付（老齢福祉年金は除きます。）を受けることができるとき。（ただし、その全額につきその支給が停止されているときは除きます。）
- 3. 手当ての支給要件に該当するに至った日から起算して、5年を経過したとき。（ただし、平成10年4月2日以降に支給事由が発生した場合はこの限りではありません。）